

現場環境改善費の改定について



担い手確保の取組として、**現場環境をより良くするため**、令和7年5月1日より「現場環境改善費」の取扱いを見直します。

<改定内容①> ～気持ちよく働くための、より良い現場環境づくり～

「現場環境改善費」の対象工事を**原則全ての屋外工事**とする。

【ポイント】

発注者が必要と認めた工事に適用としていたものを、**原則、全ての屋外工事に当初設計から率計上**する

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. 避暑（熱中症）・避寒対策 3. 携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星通信等） 他
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他
※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）	

- 発注者は当該工事が現場環境改善の対象工事である旨を特記仕様書に明記
- 受注者は現場環境改善等の計画を施工計画書に記載し、工事完了後に実績写真を提出

<改定内容②> ～猛暑を乗り切るための、熱中症対策のさらなる充実～

「現場管理費補正」と「現場環境改善費」の**併用を可能**とする。

【ポイント】費用計上の対象を区別することで、**併用が可能**となるようにする

現場管理費補正

作業員個人に対する熱中症対策費用

- ・塩飴
- ・熱中症対策キット
- ・経口補水液等効果的な飲料水
- ・空調服
- など

現場環境改善費

現場の施設や設備に対する熱中症対策費用

- ・製氷機
- ・大型扇風機
- ・日よけテント
- ・遮光ネット
- ・ミストファン
- ・給水機
- など